



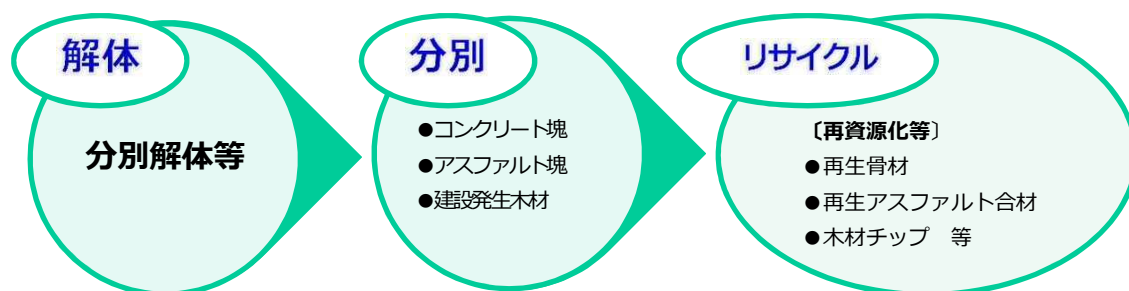
建設リサイクル法の届出の手引き



島 根 県



特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。



1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

建設リサイクル法に基づき、届出が必要となる建設工事（「対象建設工事」といいます。）は、以下に示す特定建設資材を使用した又は使用する予定の工事規模の建設工事です。

（1）特定建設資材

- 1) コンクリート
- 2) コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
- 3) 木材
- 4) アスファルト・コンクリート

（2）工事規模

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80m ² 以上
建築物の新設・増築工事	床面積の合計	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事 (リフォーム等) ※1	請負代金の額※3 (自主施工者の場合は請負代金相当額)	1億円以上
建築物以外の工作物の工事 (土木工事等) ※2	請負代金の額 ※3 (自主施工者の場合は請負代金相当額)	500万円以上

注) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分にかかる床面積をいう。

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築または増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

(3) 対象建設工事での分別解体と再資源化の義務付け

1) 分別解体等実施義務

対象建設工事受注者は、分別解体等に関する基準に従い、建物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を計画的に施工しなければなりません。

分別せずに建築物を一気に壊してしまうミンチ解体は違反となります。

2) 再資源化等実施義務

対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物を再資源化等しなければなりません。

再資源化とは、建設資材廃棄物を資材又は原材料として利用すること、熱を得ることに利用することができる状態にすることなどです。

2 発注者の義務

適正な分別解体や再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届などが義務づけられています。

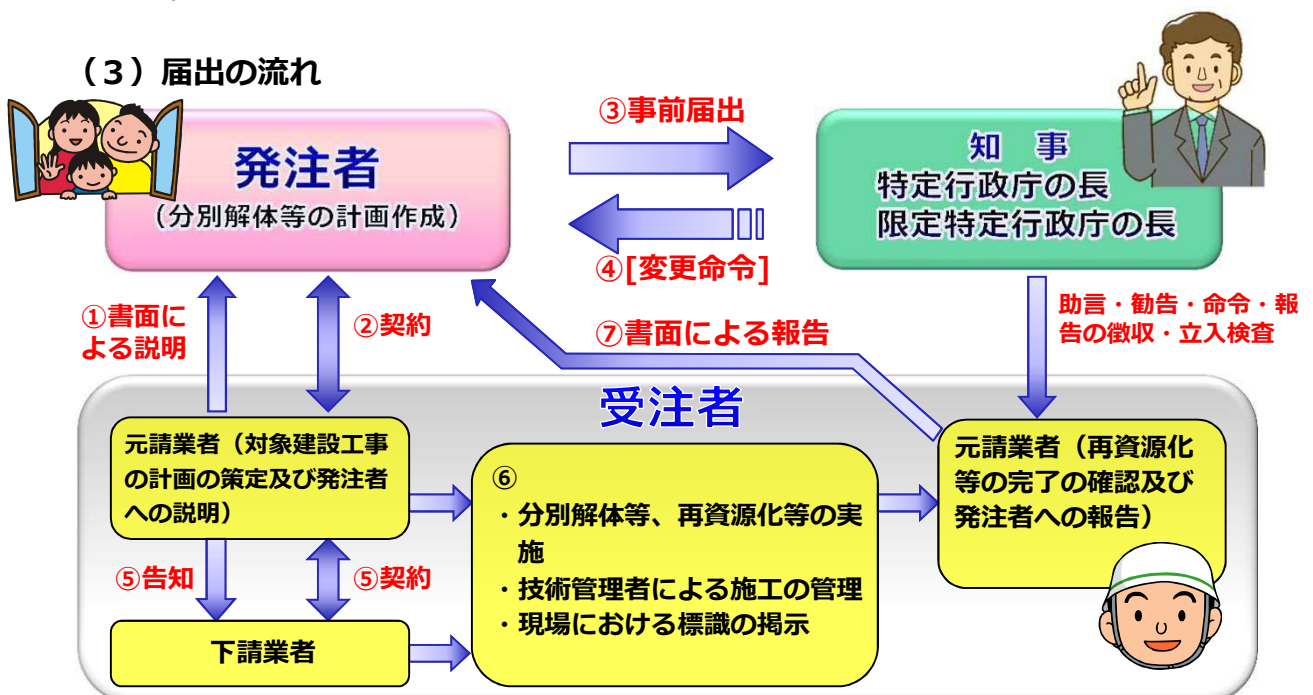
(1) 受注者からの書面による説明

対象建設工事の発注者は、受注者から分別解体等の計画などについて、書面により説明を受ける必要があります。

(2) 発注者から都道府県知事への工事の届出

対象建設工事の発注者は、工事着手の7日前までに、建築物などの構造、工事着手時期、分別解体の計画などについて、都道府県知事に届け出る必要があります。

(3) 届出の流れ



(4) 事前届出

1) 届出書の部数等

届出部数	1部
届出書類	届出書、別表、工程表、設計図又は写真

(5) 届出書類

番号	提出書類	様式等
[1]	届出書	様式第一号。なお、代理者が届け出る場合は委任状が必要です。
[2]	別表 (分別解体等の計画等)	様式第一号の別表1又は別表2又は別表3のうち、工事の種類により該当するものを添付する。
[3]	添付図書	<p>[1] 工程の概要を示す別紙 届出書中に示すとおり、届出書に工程の概要を記載することができないときは、別紙（工程表）を添付する。その様式は任意とするが、記載例を標準とする。 なお、届出書の様式では工程に関する記述スペースが狭いため、極力、工程表を添付することが望ましい。</p> <p>[2] 設計図又は写真 届出書には建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真が添付されていること。</p> <p>a. 設計図の場合は建築物等の性状に応じた必要な図面（立面図等）を添付する。サイズは原則としてA4とするが、A4以外のサイズの場合はA4の大きさに折りたたむ。</p> <p>b. 写真の場合は全体的な外観写真を1面以上A4サイズの台紙に貼付する。写真のサイズはサービスサイズ、キャビネ判、パノラマ判等とする。なお、写真はカラーとし、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたものに限り。）であっても支障ない。</p>

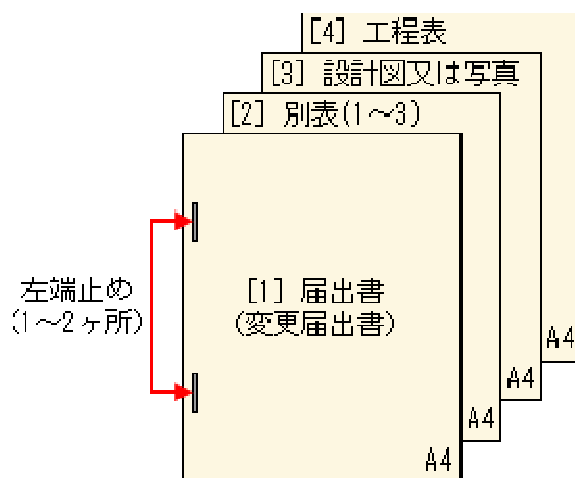
(6) 届出書等の綴り方

届出書等の綴り方は、

- [1] 届出書（変更届出書）
- [2] 別表（1～3のいずれか1枚）
- [3] 設計図（立面図等）又は写真（外観写真）
- [4] 工程表

の順に綴り、左側1箇所又は2箇所が固定されていること。
なお、両面複写であっても差し支えない。

例) 届出書（変更届出書）の綴り方



(6) 変更届出

届出内容を変更する場合には、工事発注者は次の書類を工事着手7日前までに島根県知事へ届け出る必要があります。

1) 変更届出書類

番号	提出書類	様式等
[1]	届出書	様式第二号。なお、代理者が届け出る場合は委任状が必要です。
[2]	別表 (分別解体等の計画等)	様式第二号の別表1又は別表2又は別表3
[3]	添付図書	[1] 工程の概要を示す別紙 変更届出書中に示すとおり、変更届出書に工程の概要を記載することができないときは、別紙（工程表）を添付する。その様式は任意とするが、記載例を標準とする。 [2] 設計図又は写真 届出書と同様に作成し添付する。

2) 変更届出部数 . . . 1部

3 対象建設工事の届出様式及び届出窓口

対象建設工事の届出に必要な様式、窓口の一覧については、以下のホームページをご覧ください。

島根県土木部技術管理課の建設リサイクル法ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/recycle/

4 再資源化等報告書の提出

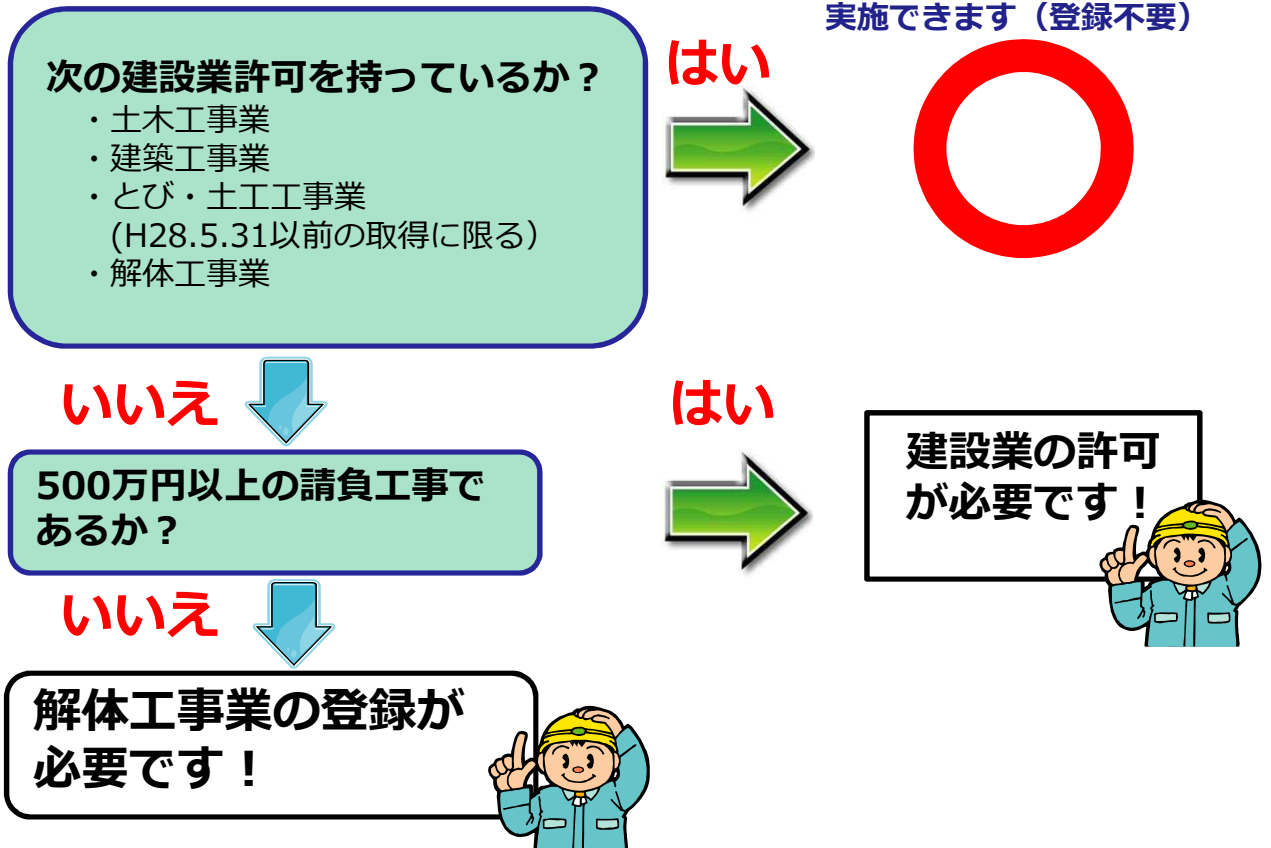
対象建設工事の元請業者は、当該対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは当該対象建設工事の発注者に対して、次の項目について書面で報告を行う必要があります。

- (1) 再資源化等が完了した年月日（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）
- (3) 再資源化等に要した費用（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

5 解体工事業者の登録の義務付け

適正な解体工事の実施を確保するため、解体工事業を営む方は登録が必要です。
また、解体工事業者に解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者の選任を義務付けています。

(1) 解体工事業の登録



(2) 解体工事業の登録要件

- 1) 不適格要件に該当しないこと（2年以内に登録を取り消された者でない等）
- 2) 技術管理者を選任していること。
※技術管理者は、実務経験、もしくは、資格を有していなければなりません。

(3) 登録にあたっての申請書類、申請窓口等

解体工事業登録に必要な申請書類の様式、申請窓口の一覧等については、以下のホームページをご覧ください。

島根県土木部技術管理課の建設リサイクル法ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/recycle/

6 罰則一覧

分別解体等及び再資源化等の義務並びに解体工事業の登録に係る義務の履行を担保するために罰則を規定しています。

章	条	項	内容	罰則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1	対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万	
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号
	15		分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等の実施	18	1	発注者への報告の記録	* 10万	53条1号
	20		再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	1	登録	1年・50万	48条1号,2号
		2	登録の更新	1年・50万	
	25	1	変更の届出	30万	50条2号
	27	1	廃業等の届出	* 10万	53条2号
	29	1	登録の取り消し等における解体工事の措置	20万	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万	51条3号
	33		標識の掲示	* 10万	53条3号
	34		帳簿	* 10万	53条4号
	35	1	事業停止命令	1年・50万	48条3号
	37	1	報告の徴収	20万	51条4号
		1	立入検査	20万	51条5号
第6章 雑則	42		報告の徴収	20万	51条4号
	43	1	立入検査	20万	51条6号

* は過料